

法人会の理念



法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

目次

納税表彰／秋の植栽	1
20歳未満者の飲酒・喫煙防止キャンペーン	2
第2回法人学校開校	3
租税教室	4
第26回チャリティーゴルフ大会開催	5
令和5年度 市民公開講演会	6
税金コラム	7
みどりのカーテン事業「ゴーヤ写真コンテスト」開催	8・9
第39回法人会全国大会「群馬大会」	10
令和6年度 税制改正に関する提言	11
令和6年度 税制改正に関する提言（要約）	12・13
令和5年度 吉賀支部・津和野支部巡回連絡協議会開催	14
津和野支部・吉賀支部 清掃活動	15
小学生の税に関する「絵はがき」「習字」コンクール表彰式を開催	16・17
第37回法人会全国青年の集い「山形大会」に参加して	18
ますだ産業祭	19
自由広場インタビュー（株式会社 くさひろ）	20
自由広場インタビュー（津田神楽社中）	21
益田税務署 税務コーナー	22～25
中国税理士会益田支部からのお知らせ	26

表紙紹介

■はまぐり（鴨島はまぐり）

川の清らかな透き通った水と河口で交差する美しい日本海の荒波の中で自然に生育した「はまぐり」は大きく、身はプリッとしている。日本でも島根県益田市は数少ないはまぐりの産地。この益田産のはまぐりを「鴨島はまぐり（体長7.0cm以上）」と名付けている。

■鮎（あゆ）

鮎がいる高津川は、全国で唯一ダムのない一級河川。高い水質を誇り、清流日本一に輝いている。そこで育った鮎は、香り・味ともに最高で高い評価を得ている。

■ゆず

昭和50年代から益田市美都町内で栽培。今ではゆずの里「美都」として知られるようになった。加工品は40種類以上あり全国で販売。地元にある温泉「湯元館」では季節限定で「ゆず湯」をしている。また、近くの国道191号線沿いにある道の駅「サハレ美都」では爽やかなジュース「ゆずっこ」や「ゆずらーめん」等の加工品が販売されている。

■とまと

豊富な太陽光と日本海の潮風を受け、「安心」「安全」「甘さたっぷり」のおいしいトマト。4月下旬から12月中旬頃まで栽培。県下一の生産量を誇っている。

裏表紙紹介

■鷺原八幡宮

鎌倉鶴ヶ岡八幡宮を勧請して建立され600年の歴史があります。社殿は桃山時代に建てられた神社社殿建築で工法や形式、配置など地方特有の特徴を残すことから国指定重要文化財に指定されています。また、桜、楓の名所として親しまれ、境内には日本で唯一原型を残す流鏝馬馬場があります。

■雄滝・雌滝

『夫婦円満、縁結びにまつわる言い伝えが残る滝。勇壮な三段の雄滝と、それとは対照的に優美な雌滝があります。夏でも清涼感を感じることができます。また途中には、津和野藩主第十一代の亀井茲監（これみ）という殿様とその奥方様がこの滝を観に行く途中に必ず喉を潤し持ち帰ったという 殿様水 が今でも滾々と湧き出ています。』

■大野原運動交流広場

高津川沿いに広がるスポーツ施設で、緑と澄み切った大気につつまれた広大な敷地の中に、テニスコート、ゲートボール場（人工芝、夜間照明施設付き）、ゴルフ練習場（16打席、夜間照明施設付き）、多目的グラウンド、親水広場などが整備され、町民や周辺の人々のスポーツや健康づくりの場として親しまれています。

■カタクリの里

カタクリはユリ科の多年生草本で、県道を深谷大橋に向かう途中の樋口地区の民家の裏山に自生し、3月下旬から4月上旬にかけて、陽の光を受けると薄紫やピンクの花を咲かせます。毎年3月下旬から4月初旬にかけて、「かたくり祭り」が開催されます。

■比礼振山（権現山）より益田市街を望む

比礼振山は、北仙道地区に位置し馬の鞍の形をした山（標高358.8メートルです。山の南側は急激な稜線が益田川に落ち込んでおり北麓は低い丘を従えて複雑な地形を作っています。権現山（ごんげんさん）とも呼ばれています。山頂からは益田市街地や日本海、萩・石見空港等が眺めることができ、絶景です。

おめでとうございます!!

令和5年度 広島国税局長納税表彰



令和5年11月1日、吉本 孝氏（当会理事）は、ホテル広島ガーデンパレスにおいて令和5年度広島国税局長納税表彰を受賞しました。表彰は、法人会の活動、租税教育、税務広報の推進を通じて、常に率先して申告納税制度の普及発展及び税知識の普及に努め納税道義の高揚による功績により受表彰されました。益々のご活躍を祈念致します。

令和5年度 納税表彰

令和5年11月14日、令和5年度納税表彰が行われました。表彰は、法人会の活動を通じて申告納税制度の普及に尽力され、納税道義の高揚や租税教育の推進に多大なる貢献をされた功績により、岡寄税務署長より表彰状が授与されました。益々のご活躍を祈念致します。

【益田税務署長 表彰】



和田 誠氏（理事）



島根県西部県民センター 益田事務所 玄関へ秋の植栽

11月25日 島根県西部県民センター益田事務所（島根県益田合同庁舎）の入口に設置させて頂いたプランターに、季節の花を植えました。これは女性部会が社会貢献事業の一環として毎年行っているもので、訪れた方々が目にして心穏やかになって頂けるよう植栽をしました。



20歳未満者の飲酒・喫煙防止キャンペーン

～ 津和野・吉賀高等学校で取組 ～

本事業は明日を担う青少年が健全に育成される社会環境を作ることを目的とし、ポケットティッシュを配布して「①20歳未満の者の飲酒喫煙は法律で禁止されていること」「②酒・たばこ販売店においては、年齢確認を実施していること」について再認識して頂ければと思っています。

20歳未満の飲酒・喫煙は、大人をはじめ社会全体の規範意識の低下が大きな影響を与えているものと考えられます。こうした中、私たち地域社会に貢献する団体として、関係省庁及び関係民間団体の協力の下、地域の方々と一体となって啓発活動を実践することが必要ではないかと考え取り組んでいる事業です。

9月7日、津和野高校及び吉賀高校の校門前においてキャンペーン活動を行い登校する生徒に「飲酒・喫煙キャンペーン中」ですと声掛けをしながら啓発チラシの入ったポケットティッシュを手渡しました。

学校と各団体等の協力により、本キャンペーンの目的とする青少年の健全な育成に資する啓発活動が実施できたことに感謝申し上げます。

協力団体等：広島国税局・松江税務署、益田税務署、津和野町、吉賀町、津和野警察署、出雲小売酒販組合、出雲たばこ販売協同組合、学校関係者の皆様

【津和野高等学校】



【吉賀高等学校】



第2回 法人学校開校

6月21日（水）益田商工会議所3階大会議室において令和5年度第2回法人学校を開校しました。

第2回目は、益田税務署 署長 岡崙和博氏をお迎えし、「相続税の財産評価について」以下の内容で講演をいただきました。

最初に島根県内における相続税の申告・課税状況について統計資料（平成24年から令和3年）を活用して説明されました。島根県の被相続人数は、約1万人で推移、この内相続税が課税された人数は平成26年では196人が、平成27年に税制改正による基礎控除（約3千万円）の引き下げにより417人と急激に増加。広島国税局全体で平成26年は3.3%だった課税割合が令和3年では7.6%と倍増。平成27年以降の相続財産では、現金・預貯金が増加している傾向など島根県の相続税の申告、課税状況について現状を理解しました。

次に財産評価では、相続開始時の時価により、当該財産の価額、控除すべき債務の金額はその時の現況によるなど財産価額を計算するための評価の原則について認識を深めました。



◆ 次に土地の評価方法について（相続の代表的なもの）

- ① 「宅地」の評価方法には路線価方式、倍率方式の二通り。路線価方式（国交省が発表する公示価格の80%）は、1㎡当たりの価額（国税局が路線毎に評定）、路線価が付された路線に面している土地は計算式により評価額を算出。倍率方式は、路線価が定められていない地域に対する評価方式で固定資産税の評価額に地域ごとに定められた倍率を乗じて評価。
- ② 「田畑・山林」の場合は、土地計画法、農地法の定めによって宅地の転用等に制限があって地域に応じて純農地、中間農地、純山林、市街地農地などに分類。純農地、中間農地、純山林、中間山林は、いずれも倍率方式により評価。市街地農地、市街地山林（市街化区域内にある農地）は、比較的宅地化しやすい土地になるので宅地の価額が基準。市街地周辺農地（市街化が著しい地域の農地で宅地転用も比較的容易な土地）は、市街地農地であるとした場合の価額に相当する金額で評価するなど土地の区分に応じた評価方法について概要を理解しました。

◆ 最後に自社株の評価方法について（相続の代表的なもの）

上場企業は毎日株式の取引が行われ、新聞等により客観的な数値を把握。非上場企業は、日々取引が行われていないので簡単に時価（価値）が分からない。相続や贈与するときに自分の会社の株式の価値を理解するのが難しい状況。非上場株式の評価方法は3つあり、①自分の会社と同じ業種の上場企業の数値を引用して評価する方法（類似業種比準価額方式）、②自分の会社の決算書の純資産から計算する方法（純資産価額方式）、③自分の会社の配当金額から計算する方法（配当還元価額方式）、また①と②を合わせて原則的な評価方式と呼び、③を特例的な評価方式と呼ぶ。この①～③の使い分けは、会社の規模と株主の力関係（支配株主かそうでない少数株主）によって評価方法が決まる。支配株主は、原則的な評価方法、少数株主は、配当還元価額方式で評価。支配株主である場合は、会社の規模に応じて大会社（類似業種比準価額方式）、中会社（類似業種比準価額方式と純資産評価方式を併用）、小会社（純資産価額方式）、により評価。会社規模が大会社、中会社、小会社になるのか、それぞれ判定するための基準は3つあり、この基準により会社規模が決定されるなど非上場企業の株式評価方法の概要を理解しました。

本講演を通じ、島根県内の相続税の申告・課税状況及び土地・自社株の評価方法について認識を深めることができました。因みに本講演の内容を担当する「資産系統」の職員は、国税庁全体の職員でも10%に満たない状態で益田税務署に資産担当の職員は配置されていないため、相続税・贈与税に関する業務（事務）は、広島北税務署から月に1回来訪、納税者の相談や業務を実施している。このため相続の相談は、事前予約が必要となりますのでご承知下さい。



租税教室

益田法人会は、社会貢献事業の一環として小学6年生を対象に租税教室を開催しました。

今回で18年目となる租税教室は、講師の健康管理及び教室の換気、手指消毒など新型コロナウイルス感染防止に留意しつつ、授業を開催しました。

租税教室は5月から開始され、益田法人会から講師が伺い直接児童に対して「税金の大切さ」「何故、税金が必要なのか?」「主な税金の種類としくみ」などをスライドとDVDを使用して分かり易く説明しました。

No	開催日	曜日	学校名	組	人数	回数	講師（敬称略）	
							会社名	氏名
1	8月30日	水	高津小学校	2	33	9	ALSOK山陰㈱	高森香織
				1	29	10	高津川リバーピア㈱	上床絵理

※ 1・2月、中学校の租税教室を行う予定です。講師の皆さんよろしくお願ひします。

高津小学校 租税教室の様子



第9回 6年生 講師 高森香織さん



第10回 6年生 講師 上床絵理さん

税金はどんなことに使われているの?

みなさんに一番身近な“学校”では、校舎を建てたり改修するためや、毎日使っている教科書や机・イス・体育用具・パソコン・実験器具の購入などに使われています。

これだけではなく、みなさんが安心して楽しく遊べるように公園の整備、毎日安全に登下校ができるように道路の整備、安全な暮らしのために警察や消防の活動など、税金は私たちが暮らしやすい環境を作るために、様々なところで役立っているのです。